

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年7月8日(2025.7.8)

【公開番号】特開2025-36583(P2025-36583A)

【公開日】令和7年3月14日(2025.3.14)

【年通号数】公開公報(特許)2025-047

【出願番号】特願2024-229469(P2024-229469)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 310 C

【手続補正書】

【提出日】令和7年6月30日(2025.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体枠に前方から着脱可能に設けられた遊技盤を備える遊技機であって、

前記遊技盤は、前面側を遊技球が流下可能なパネル板及び前記パネル板の前側に設けられる入球ユニットを有する前構成部と、該前構成部の後側に設けられる後構成部と、を少なくとも含んで構成され、

前記パネル板の外縁には、前記後構成部よりも外側に位置する外縁壁部があり、

前記パネル板の外縁よりも内側には、前方から後方へと下り傾斜する後方傾斜部が設けられ、

前記遊技盤を前記本体枠から取り外した状態では、前記後方傾斜部が前記遊技盤の後方側から接触可能であり、

前記後方傾斜部は、前記パネル板を正面視したとき該パネル板の下辺側に位置し、前記パネル板の前方から後方へと前記下辺の外縁側に向かって下り傾斜するように設けられている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【0004】

しかしながら、上記した遊技機では、遊技盤を運搬する際に、先鋭な角状に形成される縁部等を有する遊技盤を確実に把持することが困難であるとともに、遊技盤の把持位置を知らない作業者の手が遊技領域内の障害釘や役物等と接触して、障害釘が変形したり、障害釘に錆が生じたり、役物等が破損するおそれもある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

40

50

【 0 0 0 5 】

本発明は、上記に鑑みなされたものであり、その目的とするところは、遊技盤の運搬を安全に行うことができる遊技機を提供することにある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 0 6 】

上記の目的を達成するため本発明は、

10

本体枠に前方から着脱可能に設けられた遊技盤を備える遊技機であって、

前記遊技盤は、前面側を遊技球が流下可能なパネル板及び前記パネル板の前側に設けられる入球ユニットを有する前構成部と、該前構成部の後側に設けられる後構成部と、を少なくとも含んで構成され、

前記パネル板の外縁には、前記後構成部よりも外側に位置する外縁壁部があり、

前記パネル板の外縁よりも内側には、前方から後方へと下り傾斜する後方傾斜部が設けられ、

前記遊技盤を前記本体枠から取り外した状態では、前記後方傾斜部が前記遊技盤の後方側から接触可能であり、

20

前記後方傾斜部は、前記パネル板を正面視したとき該パネル板の下辺側に位置し、前記パネル板の前方から後方へと前記下辺の外縁側に向かって下り傾斜するように設けられている

ことを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 0 9 】

このように、本発明の遊技機においては、遊技盤の運搬を安全に行うことができる。

30

40

50